

古賀市教職員の働き方改革取組指針

令和元年 7 月 1 日
古賀市教育委員会
(R7. 4. 1 改正)

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、教職員の働き方改革取組指針（平成 31 年 4 月福岡県教育委員会）に基づき、古賀市教育委員会及び古賀市立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、取組の具体策等を示したものです。

(2) 本指針の趣旨・目標

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中において、教職員の負担は増大しており、現在、教職員の長時間勤務の改善が大きな課題となっています。

今回の学校における働き方改革にあたっては、「我々の社会が、子どもたちを最前線で支える教員たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか」が問われています。

このような状況を踏まえ、古賀市教育委員会では、教職員の長時間勤務の改善することで、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くこと、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目標として、本指針を策定し、「教職員の働き方改革」のより一層の推進に努めます。

2 具体的な取組について

次の 4 つの観点で、抜本的な取組を実施します。

(1) 教職員の意識改革

①勤務時間の適正な把握

◆取組内容・・・業務従事時間を全小中学校で記録します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○ＩＣカードタイムレコーダーによる勤務時間管理システムを導入し、小中学校の教職員の業務従事時間を記録します。

○各教職員は自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めます。

○管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

○原則として、1 月あたりの超過勤務時間が 45 時間、1 年 360 時間を超える者が生じることのないよう、長時間勤務の改善に努めます。また、時間外勤務の管理については、福岡県立学校管理規則の一部改正について（令和 3 年 1 月 5 日付 2 教教第 3317 号福岡県教育委員会教育長通知）に基づき実施することとします。

○各学校で、勤務時間管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。

市教育委員会は各学校から毎月次の項目の報告を求めます。

①各学校の一月当たりの教職員の平均超過勤務時間

②一月当たりの超過勤務時間が 45 時間を超える者
等

市教育委員会は必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を実施します。

②定時退校日の設定

◆取組内容・・・全小中学校で定時退校日を設定します。 (実施主体：学校)

○毎週 1 回、原則として水曜日を定時退校日とします。

③学校閉庁時刻の設定

◆取組内容・・・全小中学校で学校閉庁時刻（19 時）を設定します。

(実施主体：学校)

○やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないよう、学校を閉庁する時刻を設定します。

④学校閉庁日の設定

◆取組内容・・・全小中学校で学校閉庁日を設定します。 (実施主体：学校)

○長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。

(設定日：8 月 7 日～16 日)

⑤管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し）

◆取組内容・・・管理職に対して長時間勤務の改善について校長会等で指導し、また、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。

(実施主体：教育委員会)

○校長会等において、長時間勤務の改善の取組について指導します。

○長時間勤務の実態を正確に把握し適切な指導を行ったり、業務の見直しを図り効率化に努めたりするなど、校長による長時間勤務改善の取組を校長の業績評価において適正に評価します。

⑥保護者・地域住民の理解・啓発

◆取組内容・・・教職員の働き方改革の取組、定時退校日などについて、保護者・地域住民に理解してもらう取組を実施します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○教育委員会・学校のフェイスブック等に定時退校日・部活動休養日等について掲載します。

○保護者・地域住民向けチラシを作成し配布します。

(2) 業務改善の推進

①業務改善の推進

- ◆取組内容・・・個人・学校等の単位で、それぞれの業務改善を進めます。
(実施主体：学校)
- 学校において、個人・学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善を実施します。

②授業準備等の支援

- ◆取組内容・・・学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、共用等を推進します。
(実施主体：教育委員会・学校)
- 市教育委員会は、教職員の授業準備や教材研究に係る時間を軽減するために、教材や指導案の情報提供を充実します。
- 学校における教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を図ります。

③学校のICT化

- ◆取組内容・・・ICT環境の充実により業務の効率化を進めます。
(実施主体：教育委員会・学校)
- 校務支援システムの効果的な運用を図り、業務の改善と効率化を推進します。

④調査の削減

- ◆取組内容・・・学校に対する調査を見直します。
(実施主体：教育委員会)
- これまでの見直しに加えて、学校に対する調査を継続的に見直します。

⑤事業の縮減

- ◆取組内容・・・教育委員会が実施する事業を見直します。
(実施主体：教育委員会)
- 教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。
- 研修の体系化を進め、教職員の負担軽減という観点も含め、研修の見直しを実施します。

⑥文書事務の見直し

- ◆取組内容・・・文書事務を見直します。
(実施主体：教育委員会・学校)
- 文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。
- 電子メールの活用、不要な回覧、決裁を減らし事務処理の迅速化を図ります。

⑦学校徴収金収納業務等の省力化の推進

- ◆取組内容・・・学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。
(実施主体：教育委員会・学校)
- 学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。
- 小中学校で学校給食費の公会計化を推進します。

⑧勤務時間外の電話対応等の負担軽減

◆取組内容・・・勤務時間外の電話対応に留守番電話の自動応答を活用します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○勤務時間外の電話対応に留守番電話の自動応答を活用し、勤務時間外の電話対応業務を軽減します。

(3) 部活動の負担軽減

現在、部活動の設置・運営は法令上の義務ではありませんが、ほとんどの中学・高校で設置しており、多くの教員が顧問を担っています。

古賀市教育委員会では、古賀市立中学校部活動方針に基づき、各学校における部活動の持続可能な運営の構築と部活動を通じた生徒の資質・能力の向上をめざし、生徒の健康と安全を守り、指導の充実等を促すとともに、部活動顧問の負担軽減による働き方改革を推進するため、部活動の段階的な地域展開を見据えた検討も進めながら、以下の取組を積極的に行います。

①部活動休養日の拡大

◆取組内容・・・子どもたちが安全で充実した部活動を行うことができ、教員が子どもたちへの教育活動に心身ともに健康で取り組める環境づくりを推進するため、部活動休養日を拡大します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○週3日以上、休養日とします。

- ・部活動は原則月曜日、水曜日、日曜日の週3日以上を休養日とします。
- ・休養日にやむを得ず活動した場合は、他の日に代わりの休養日を設けます。
- ・長期休業中の休養日は学期中の休養日と同様とします。
- ・定期考査前の1週間は休養日とします。
- ・年末年始の休日（12月29日～1月3日）、学校閉庁日（8月7日～16日）は、古賀市部活動一斉休養日とします。

○部活動の活動時間は平日2時間以内、休業日は3時間以内とします。

○原則、早朝練習は行いません。

②地域部活動指導員の配置

◆取組内容・・・地域部活動指導員を配置します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○地域部活動指導員が教員に代わり部活動の指導を行うことで、教員の部活動指導の負担軽減を図ります。

③部活動外部指導員の配置

◆取組内容・・・部活動外部指導員を配置します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○教育委員会と学校が連携して、部活動外部指導員として学校支援を希望する地域人

材の発掘、活用に努めます。

④部活動顧問・外部指導員の指導の徹底

- ◆取組内容・・・教育委員会と校長会が連携して、部活動の適切な運営に係る指導を行います。

(実施主体：教育委員会・学校)

○安全管理を徹底します。

- ・暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合、活動は中止し、数値が下がるまで活動はしません。その他、生徒の適切な健康管理により事故防止を徹底します。

○体罰、ハラスメント等の根絶を徹底します。

（４）教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・心の教室相談員・特別支援教育支援員等の活用

- ◆取組内容・・・いじめ、不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して学校（教職員）だけではその解決が困難になっています。古賀市教育委員会では、教職員が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、チームとしての学校機能を強化します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○古賀市独自の人的配置

教職員が本来担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、古賀市独自の施策として小中学校に様々な人的配置を行います。

- ・小学校教育支援員、少人数学級対応講師、通級指導教室指導教員、中学校部活動外部指導員、中学校地域部活動指導員、学習支援アシスタント、教育支援センター指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育支援員、ALT（外国語指導助手）、日本語指導講師、学校図書司書

○学校運営に関わる法的問題が生じる恐れがある場合などに早期解決が図られるよう市弁護士等を活用します。

②事務職員の機能強化・学校運営への参画

- ◆取組内容・・・事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を研究・推進します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。

○共同学校事務室を設置し、効率的な事務処理を図ります。

③地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

◆取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○小中学校において、教職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。